

令和3年度

定期監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項による定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和4年2月25日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

同 笹 生 典 之

目次

監査の概要	1
1 監査の対象	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の主な実施内容	2
4 監査の実施場所及び期間	2
5 監査の範囲	2
6 監査の結果	2
7 監査委員の意見等	3
(1) 意見	3
(2) 要望事項	4

監査結果報告

監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の対象

- ◇ 企画政策部 企画政策課、行政管理課、市民協働推進課、秘書広報課
- ◇ 総務部 総務課、職員課、管財契約課、防災安全課
- ◇ 財政部 財政課、資産管理課、課税課、納税課
- ◇ 市民子育て部 保険年金課、市民課、平川行政センター、長浦行政センター、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課
- ◇ 福祉部 地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課
- ◇ 環境経済部 環境管理課、廃棄物対策課、農林振興課、商工観光課
- ◇ 都市建設部 都市整備課、土木管理課、土木建設課、下水対策課
- ◇ 会計室
- ◇ 消防本部 総務課、警防課、予防課、中央消防署、長浦消防署、平川消防署
- ◇ 教育部 教育総務課、学校教育課、総合教育センター、学校給食センター、生涯学習課、市民会館、平川公民館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、郷土博物館、中央図書館、長浦おかのうえ図書館、スポーツ振興課
- ◇ 議会事務局
- ◇ 選挙管理委員会事務局
- ◇ 監査委員事務局
- ◇ 農業委員会事務局

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

- (1) 会計区分、年度、科目等に誤りはないか。

- (2) 経費の設計・見積もり時に十分な精査が行われているか。
- (3) 債権管理、債権回収は、法令等を遵守し適正に行われているか。
- (4) 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- (5) 補助金等は適正に支出しているか。
- (6) 郵券、備品等の資産の保管・管理は適切に行われているか。
- (7) 労務管理、事業の進行管理が適正に行われているか。また、内部統制は適正に機能しているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けるとともに、必要により現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前監査

令和3年11月4日から令和3年11月18日までの期間、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により各課において実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

また、必要により現地調査を実施した。

(2) 監査委員監査

令和3年12月20日から令和4年1月14日までの期間に監査室において、事前監査の結果を基に所管事務事業に関して、関係職員の説明を受け監査を行った。

5 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された事務事業。

ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても範囲とした。

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業は、下記の指摘事項を除き、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

※指摘事項：改善が必要であると認められるもの

(1) 予算の定めによらない契約その他の行為について【農林振興課】

農道・農業用排水路維持管理費について、令和3年3月に発注した修繕工事費及び重機借上げ料等を、令和3年6月に発注したものとして契約及び検査を行い、令和3年度予算で支出していた事例が認められた。

地方自治法第208条では、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものと規定されており、工事請負費、物件購入費等の会計年度の所属区分は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、履行があった日の属する年度と規定されている。

また、袖ヶ浦市財務規則第150条第1項では、予算執行者等は、契約者が給付を完了したとき等、自ら又は当該契約に係る事務を担当する職員以外の職員に命じ、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないと規定されている。

今後は、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めること。

(2) 予算の定めによらない契約その他の行為について【学校教育課】

小学校教育課程振興事業について、令和3年2月に納品された消耗品を令和3年4月に納品されたものとして検収を行い、令和3年度予算で支出していた事例が認められた。

地方自治法第208条では、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものと規定されており、工事請負費、物件購入費等の会計年度の所属区分は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、履行があった日の属する年度と規定されている。

また、袖ヶ浦市財務規則第150条第1項では、予算執行者等は、契約者が給付を完了したとき等、自ら又は当該契約に係る事務を担当する職員以外の職員に命じ、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないと規定されている。

今後は、法令遵守の徹底と財務に関する事務の重要性を認識し、再発防止に努めること。

7 監査委員の意見等

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見、要望を付記する。

※意見:袖ヶ浦市の組織及び運営の合理化等に資するため、監査委員からの提言。

(1) 意見

① 新型コロナウイルスワクチン接種の対応について【健康推進課】

新型コロナウイルス対策支援室では、新型コロナウイルスワクチンの個別接

種・集団接種の受付及びキャンセル等の調整や、医療機関で使用するワクチンの管理及び配送等を一括で行い、ワクチンの在庫や接種可能量が適宜把握され、円滑な接種が行われていた。また、医療機関から提出された予診票の接種記録が適正にシステム入力されていた。

このような取り組みにより、医療機関の負担を軽減し、市民が安全で安心な接種を受けることができおり、事業への取り組む姿勢について高く評価している。

既に、3回目となる接種が始まっていることから、引き続き、安全安心な事業の実施に努めていただきたい。

② ごみの減量化、資源化等の普及啓発について【廃棄物対策課】

廃棄物対策課では、ツイッターを開設し、ごみ減量化、資源化に関する情報発信や、「ガウラの古着屋さん」等を実施しており、新たなアイデアによるごみの減量化等の普及啓発の取り組みについて評価している。

今後も、市全体でごみ減量化、資源化に取り組めるよう、普及活動の推進に努めていただきたい。

(2) 要望事項

① 財務事務の適正化について【財政課、管財契約課】

複数の部署において、袖ヶ浦市財務規則第150条第1項及び第2項に規定する給付の検査について、適正に実施していない事例が認められた。

給付の検査については、不適正な財務処理の発生を防止するため重要であることから、「検査（検収）を行う理由」、「検査（検収）の実施方法」「検査（検収）の時期」等について、早急に指導されたい。

② 財務事務の適正化について【管財契約課】

複数の部署において、土地の賃貸借契約について、長期継続契約の条件付き解除条項の規定がなく、複数年契約を締結していた事例が認められた。

地方自治法第234条の3では、翌年度以降にわたり、不動産を借りる契約を締結することができ、この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないと規定されていることから、長期継続契約を締結する場合は、条件付き解除条項である「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除する。」旨の規定を含めることが必要となる。

財務に関する事務が適正に行われるよう、長期継続契約等について、早急に指導されたい。